

# 日本港湾行政史の基礎的研究 (I)

奥富敬之

(日本医科大学)

## 目 次

- はじめに
- 原始諸国家における港湾行政
- 大和朝廷における港湾行政 (1)

### 1. はじめに

私が日本港湾経済学会に入会させて頂いてから、すでに若干の年月が経過した。その間、私なりに調査、研究を行ない、日本の各時代、各政権が港湾の管理支配をどのように行なったか、また港湾そのものはどのように反応したかというような点に関して、一定のイメージを持つことができたように思われる。そこで、日本における各政権の港湾行政に関して連作的に報告し、先学諸賢のご批判ご教示を得たいと思うのである。

### 2. 原始諸国家における港湾行政

#### (1) 港湾行政皆無の時期

紀元前一世紀の頃、倭人が有していたいわゆる「百余国」は、中国前漢王朝の皇帝直轄の植民地の楽浪郡に対して、「以歲時來獻見」していたという(『前漢書地理志燕地条』)。楽浪郡の郡治は、現在の平壤の地であった。「獻見」というが、これは中国的な朝貢貿易の概念からきた字句であり、その実は「交易」とすべきものだったと考えられる。そうだとすると、「倭人の百余国が朝献した」というのではなく、「百余国に分立している倭人たちのなかから、楽浪郡に交易にきたものがある」との意味に解すべきであろう。正式な国交があったというわけではない。当然、国際的な性格をもった港湾があったということにはならないから、この段階では、国際港湾の行政ということもないことになる。また、朝鮮半島北西岸の楽浪郡にまで交易を目的として、倭人が出向いたわけであるが、

そのさいに、港湾が一定していたとは考えられない。当時、一般に使用された船は、まだ特別な港湾施設を必要とはせず、いわばすべての海岸はそのまま船出用の港湾として使用することが可能だったと思われる。当然、交易用港湾の行政ということもなかったと考えられる。これは国内における海上交通の場合にもあてはまるうことであろう。

要すれば、紀元前には日本には港湾行政はなかったということになる。

## (2) 港湾行政臨時の時期

ついで、建武中元2年（A.D.57）には「倭奴国」が「奉貢朝賀」し、そのときに後漢初代の光武帝が下賜したらしい金印が、天明4年（1784）に博多湾の志賀島で発見されて、『後漢書東夷伝倭人条』の記事を即物的に実証している。さらに統いて、永初元年（107）には、倭の国王「帥升等」が「生口百六十人」を献上している。こうして、紀元一世紀頃から、倭人の国と中国後漢との間には正式な国交が開けていたわけである。

「帥升等」の読みかたはともかくとして、「倭奴国」の読みかたは、このさい一応つめておく必要があろう。これを「倭の奴の國」と読み、奴=儻（娜）として、後の筑紫国儻津に現地比定をする説は、吉田東伍氏の『日韓古史断』以来のものであるが、『倭奴国』と読み、倭奴=伊都（回土、怡土）として、筑前国怡土郡（現糸島郡）に比定する説もある。やや下って、三世紀の頃、邪馬台連合諸国において、伊都国が特殊な地位を占めていたことを考え合わせると（後述）、私としては後者の説に左袒したいのである。

いずれにしても、博多湾沿岸は、原始時代の日中両国の国交がもたれた地域なのである。建武中元の場合には、遣漢使が「自称大夫」するだけの身分であったこと、永初の場合には、「生口百六十人」をも乗船させていたことなどから見ても、一定の港湾がなければならなかったように思われる。しかし、そのことに関する記述はまったくなされていない。一定の港湾を指定して、造船、積荷等々の作業が行なわれている期間においては、警固、作業の管理等々、国家よりくる一定の港湾行政があったに違いないのである。しかし、そのさいにおける港湾行政は、後漢への遣使ということじたいが、臨時または特別な措置であったことから

みると、これも臨時のものであつただろうと考えられる。

要すれば、紀元一世紀から二世紀の時期は、港湾行政はいわば臨時立法的になされてゐたと推定されるのである。

### （3）港湾行政内容不明の時期

三世紀になると、『三国志魏書東夷伝倭人条』による邪馬台国が出現する。これは約30ヶ国が邪馬台国を中心に結合されているので、しばしば邪馬台連合国家などともいわれているものである。

邪馬台国の女王、卑弥呼は、景初3年（239）に大夫難升米を魏の直轄植民地、帶方郡に派遣した。帶方郡の太守劉夏は、これを魏都洛陽に送っている。このとき、遣魏使が魏に献上したのは、男生口4人、女生口6人、班布二匹二丈であり、これに対して魏帝が卑弥呼に下賜したのは、親魏倭王のタイトルと金印紫綬のほかに、降地交龍錦（朱色の錦）五四、降地綢粟罽（朱色のちぢみ毛織物）十張、<sup>せんこう</sup>蒨降（あかね）五十四、紺青五十四のほかに、紺地匁文錦三四、細班華罽五張、白絹五十四、金八両、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠五十斤、鉛丹五十斤であった。邪馬台国にとっては、朝貢貿易としてはおういに利があったと云い得よう。

これを初回として、正始元年（240）、同4年、同6年、同8年と続いて相互の使者の交換が行なわれており、卑弥呼の死後も、その跡を嗣いた壱与も、引き続いて遣使し、生口三十人、白珠五千孔、青大勾珠二枚、異文雜錦二十四を朝貢していく、彼我の交流はきわめて頻繁であった。この間に交換された品目を見ると日本側からの献上品は、生口、短弓矢、布帛、縫綿等であり、魏からはより高度な技術を要する錦罽、刀鏡、金帛などのほか、黃幢や親魏倭王などのタイトルのような政治的および軍事的な性格の濃厚なものが含まれていた。これは、両国の文化および政治の程度の差異を示すのみではなく、日本における邪馬台連合と狗奴国との対立という環境にもよるものであった。

ところで、この邪馬台国に関しては、その所在地をめぐって多くの説が提起されていることは有名である。当然、対魏国交において、使節の出航地、あるいは魏使の入港地として用いられた港湾も、また不明である。しかし邪馬台連合国家のなかで、伊都国が占める位置は、他の小国家群に比して特殊なものを含んでい

たようである。伊都国に関して説明している文に、「郡使往来常所駐」と記されていて、帶方郡から邪馬台国に派遣されてきた使者は、この伊都国まで來るのであり、それ以上邪馬台国に近づこうとはしないというのである。それには、政治上、軍事上、あるいは宗教上などの理由が考えられるが、とにかく伊都国は魏使の宿泊、接待、饗応などの責任を与えられていたに相違なく、さらに推し進んで考えれば、魏使の帰国そのための諸準備や邪馬台国からの遣魏使の出航用意などまで、その責務とされていたかも知れないである。

伊都国に関しては、さらにつぎのような説明もある。「自女王國以北、特置一大率、檢察諸國、諸國畏憚之、常治伊都國。」すなわち邪馬台国は、諸國を檢察するために一大率なる役人を置いているが、その一大率が常駐するところが伊都国なのだというのである。ここにも伊都国のもつ特殊な地位が示されているものといえよう。

この伊都国は、筑前国怡土郡、現今の福岡県糸島郡（糸島半島）に現地比定がなされている。まさに博多湾なのである。

このように見てくると、伊都国こそ對魏外交の主務国であり、その伊都国内、すなわち博多湾に倭魏交流の國際港湾があったものと考えることができる。当然、倭魏交流のための國際港湾の維持經營、管理支配は、伊都国に委ねられていたものと推測されるのである。のちの鴻臚館的な魏使接待のための邸閣もここに設置されていたに違いないものと思うのである。

要すれば、邪馬台連合国家は、魏国との国際的な交流という任務を、連合国家に属する一国である伊都国に委ねたのであり、倭魏交流の頻度などから見るに、当然、伊都国は對魏交流のための港湾やそれに附属する邸閣その他の施設や組織を設け、その管理にあたったものと推定し得るものと思うのである。

### 3. 大和朝廷における港湾行政(1)

#### (1) 水門の所在とその意味

大和朝廷においては、すでに港湾は「水門」と呼ばれていた。むしろミミナミとミという読みかたじたいが、日本の土俗的古語であったろう。『日本書紀』には、その例がある。

## ① 栗門（巻1. 神代上）

これはその読みから類推して、阿波国と淡路国との間の海峡、すなわち、鳴門海峡のこととされている。港湾の意味ではなかったらしい。

## ② 速吸名門（巻1. 神代上）

## 速吸之門（巻3. 神武即位前甲寅1.・5辛酉）

これは、普通名詞的には「潮流の早い海峡」の意味であるが、『古事記』によれば、吉備と浪速の間に位置したことになるから、現今の中明石海峡のことであろう。これも港湾ではない。

## ③ 崩水門（巻3. 神武即位前甲寅11・9甲午）（巻8. 仲哀8・正、4壬午）

『古事記』によれば、筑紫国岡田宮のことであり、現今の福岡県遠賀郡芦屋町遠賀川河口付近に比定されている。

## ④ 山城水門（巻3. 神武即位前戊午5・8癸酉）

これは「茅渟山城水門」と記されているように、茅渟すなわち和泉国にあつた。これはまた「亦名山井水門」とも記されているように「山井水門」とも呼ばれ、また、五瀬命が「雄誥」をしたというので、「雄水門」とも呼ばれており、『古事記』によれば、紀の国の「男之水門」あるいは「男水門」とも記されている。『泉州志』によれば、和泉国泉南郡樽井村は、もと山井村といっていたもので、「山井水門、在樽井村」とも記されており、その遺址と伝えられるものがある由である。現今の大坂府泉南市樽井である。同泉南市男里の天神森にある府社・男神社が着船地であったと推定されている。男里川（金熊寺川）の河口付近に位置しており、その西南部が大阪湾にやや突出して、半島状をなしている。

## ⑤ 竹水門（巻7. 景行40）

宮城県宮城郡多賀城町に近い同郡七ヶ浜町の湊浜説や、常陸国多珂郡（現茨城県多賀郡）とする説のほか、『類聚倭名抄』にある陸奥国行方郡多珂郷（現福島県原町市）とする説などがあつて、はっきりしない。

## ⑥ 淡水門（巻7. 景行53・10）

本居宣長の『古事記伝』は、これを現今の大坂湾口の浦賀水道とし、吉田東伍氏の『大日本地名辞書』は、房総半島の館山市としている。「本朝月令」所収の

『高橋氏文』では「上総国安房浮島宮」と記されているように『浮島』すなわち三角洲のあるところに比定すべきであると考えられるので、伴信友が「高橋氏文考註」において比定しているように、安房と三浦半島との間のもっとも狭い海峡に面し、佐久間川の河口にあたる千葉県安房郡鋸南町勝山とすべきであろう。これについては、拙著『安房白浜—古代編一』を参照されたい。なお、後説するがこの淡水門に関しては『古事記』に「定東之淡水門」とあることに注目すべきであろう。

⑦ 淳田門（卷8. 仲哀2・6・10庚寅）

伴信友の「神社私考」は、木崎幸郭の「常神と丹生浦とのさし出たる岬の間を、むかしの老人の能登乃登と云ひし」という聞書きを引用して、淳田門（ぬたのと）=能登乃登と解して、若狭国三方郡の常神岬と立石岬との間にあったものとしているが、明確ではない。

⑧ 紀伊水門（卷9. 神功元・2） 紀水門（卷10. 応神9・4）

たんに『紀伊の国にある水門』の意味らしく、固有名詞ではないらしい。

⑨ 務古水門（卷9. 神功元・2）

武庫水門（卷10. 応神31・8）

『倭名類聚抄』に摂津国武庫郡武庫郷があり、現今の兵庫県尼崎市に比定される。水門は、尼崎市および西宮市の武庫川河口付近とされている。

⑩ 鉢海水門（卷9. 神功5・3・7己酉）

『さい』は『剣』や『鋤』の意味の韓語であるが、同時に『鰐』の意味でもあるから、仲哀紀9年10月3日辛丑条にある「和珥津」すなわち現今長崎県対島上県の鰐浦に比定される。

⑪ 鹿子水門（卷10. 応神13・9）

『倭名類聚抄』、『播磨風土記』の播磨国「賀古郡」があり、現今の兵庫県加古川市と高砂市の間にあたる加古川河口に比定される。

⑫ 伊峙水門（卷11. 仁徳55）

谷川士清の『日本書紀通証』および河村秀根の『書紀集解』は上総国夷瀬郡、すなわち現今千葉県夷隅郡勝浦市に比定しており、飯田武郷の『日本書紀通

积』と吉田東伍の『大日本地名辞書』は陸奥国牡鹿郡石巻、すなわち現今の宮城県桃生郡石巻市に比定している。前説の場合には河口部とはいひ得ないが、後説の場合には北上川の河口部にあたる。

⑬ 婆婆水門（卷14. 雄略23・8・7丙子）

備後国沼隈郡の佐波村と山波村、現今の広島県松永市に比定されている。向島との間の尾道水道の東側にあたる。

⑭ 浦掛水門（卷14. 雄略23・8・7丙子）

丹波国（のち丹後国）熊野郡久美郷、現今の京都府熊野郡久美浜町浦明に比定されており、水門は久美浜湾全体のことかとも考えられる。

⑮ 水門（卷16. 武烈即位前紀詮）

水門（卷26. 齊明4・10・15甲子）ともに普通名詞である。

以上のように個々に考察してきたものを、いわば統計的に集計してみよう。

A 河口部に比定される港湾（5例）

岡水門、山城水門、淡水門、務古水門、鹿子水門

B 河口部ではない港湾（3例）

鉢海水門、婆婆水門、浦掛水門

C 所在が不明確な港湾（4例）

竹水門、渟田門、紀伊水門、伊峙水門

D 港湾ではなく海峡に比定されるもの（2例）

栗水門、速吸之門

E 普通名詞としてのもの

水門

以上からも判るように『水門』（美奈止）という語は、港湾という意味と海峡という意味の両義を含んでいたものであった。そのうち、港湾という意味においては、河口部に比定されるものがもっとも多い。これは、所在不明の4港湾のう

ちから 1 ないし 2 港が河口部に比定される説があり、また、河口ではない港湾 3 例のうちから、尾道水道沿いの婆婆水門と四面が久美浜湾に囲まれている浦掛水門とが陸上依存度が高いことを考えあわせると、『日本書紀』に記された港湾としての水門の例のほぼ 3 分の 2 が、河口あるいは河口類似の地点に存在したということを示している。このことは、当時の水門には一定の港湾施設が存在していたことを示唆するものと解することができる。すなわち、外海からくる風波には、当時の文明程度下にある施設は耐え得なかつたであろうことは当然予想されることであり、それゆえにこそ、内陸沿海部でしか半恒久的な港湾としては使用およびその維持が不可能だったからである。

このことを、ある程度まで史料的に示しているのは、淡水門に関する『古事記』の記事において、「定東之淡水門」とあることである。

この淡水門を房総半島南端と三浦半島とを結ぶ現今の浦賀水道に比定する説もあり、その裏づけとして、律令制における国名呼称の順序および東海道諸国の順序を考えるむきもあるが、本来、水道とか海峡とかいうような地勢物は「定」められるものではなく、固有に所在していたものなのである。だからこそ「定」めるという語には、一定の政治的処置がなされたことをも意味するものでなくてはならない。念のため、その淡水門を定めたという部分を、やや拡大して引用するところである。

此之御世、定田部、又定東之淡水門、又定膳之大伴部、又定倭屯家、又作坂手池、即竹植其堤也

これによつても判るように、田部（屯倉耕作のために設定した部民）、膳部（朝廷用の料理のための部民）、屯家（朝廷の直轄地とその耕作のための部民）などを「定」めたときに「定」の文字が使われているのであるから、そこには、それぞれ一定の政治的処置がなされたことに一定の疑問の余地もない。ある。

だから「定東之淡水門」ということは、たんに「東の淡水門を定めた」というにとどまらないのであって、そこに水門を設定することを指令し、それにともなう諸設備の構築や管理のための官僚やその組織の編成をも指令したと解すべきであろう。

史料的には僅かこの1例しか管見に入らなかったが、このことから他を類推するに、大和朝廷下における水門は『定』められるべき性質のものであったということになろう。そして、この『定』には、上述のような一定の政治的処置という概念もあったということである。

要すれば、大和朝廷は、風波の難をさけるために河口部あるいは湾内に水門を設定し、そのための諸施設の造営や経営管理にあたったということである。そのさい、朝廷の直轄であったのか、地方土豪あるいは中央差遣の官僚の経営下にあったものか、経営管理の具体相は、等々問題はまだ尽きない。紙数が尽きたので推測のみを記そう。氏姓制度下の大和朝廷であったから、当然、特定氏族に経営管理が委任されていたであろう。そして、そこに地方豪族も干与していたであろう。そして、当時の港湾行政には、水戸神などの神祇を祀ることも重要な政務として考えられていたであろう、等々……。大和朝廷における律、濟、渡等々についても、次回に触れたいと思う。

- 参考文献 ①『魏志倭人伝、他三篇』 岩波文庫。  
②『邪馬台国研究総覧』 三品彰英編著 創元社。